

# 青森県報

第九百六十八号

令和七年  
九月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………
- 介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出……………
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………
- 公 告
  - 男性警察官用冬制帽外の売買契約に係る指名競争入札……………
  - 選挙管理委員会
    - 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………
    - 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………
    - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………
  - 公 営 企 業
    - 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………
    - 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………

(県民活躍推進課) ……一

(高年齢福祉保険課) ……一

(同) ……二

(同) ……二

(三八農林水産事務所水産事務所) ……二

(警察本部施設整備課) ……三

(事務局) ……四

(同) ……五

(同) ……五

(病院事務局) ……五

(同) ……六

## 告 示

### 青森県告示第四百八十六号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和七年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
二三七二	書籍	じよふう ISBN九七八一四一五九二一 一六四六〇一九	株式会社白泉社	第十二条第一項第一号
二三七三		人気アイドル隠蔽された黒歴史 お蔵出しSPECIAL ISBN九七八一四一八六七一四 一四四二一三	株式会社ブレインハウス	

### 青森県告示第四百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス事業者 の種別		居宅サービス事業を 行う事業所 の所在地	廃止の 届出の 年月日	廃止 年月日
	名称又は 名称	所在地			

社会福祉法人さくら会	愛知県安城市三河安城町一丁目八の四	訪問看護	三戸郡五戸町大字倉石中四の字新山平六	令和七・八・二九	令和七・九・三〇
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目八の四	居宅療養管理指導	上北郡野辺地町字鳴沢九の二	七・七・七	七・八・三
特定非営利活動法人がわら恵鈴会	五所川原市字元町一の一の六	訪問介護	五所川原市字元町一の一の六	七・七・三〇	〃
社会福祉法人津軽富士見会	弘前市大字山崎一丁目三の七	通所介護	弘前市大字目由ヶ丘五丁目五の三	七・八・八	七・七・三

青森県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和七年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービスを行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
指定介護予防サービス事業者					

社会福祉法人さくら会	愛知県安城市三河安城町一丁目八の四	訪問看護	三戸郡五戸町大字倉石中四の字新山平六	令和七・八・二九	令和七・九・三〇
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目八の四	介護予防居宅療養管理指導	上北郡野辺地町字鳴沢九の二	七・七・七	七・八・三

青森県告示第四百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の介護老人保健施設の開設者から介護老人保健施設を廃止する旨の届出があったので、同法第百四条の二第二項の規定により公示する。

令和七年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
医療法人 顕仁会	むつ市中央一丁目一八の一	老人保健施設センター	むつ市中央一丁目一八の一	令和七・四・四	令和七・七・三

青森県告示第四百九十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	場 所
三 沢	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 三 沢 市 さ つ き ケ 丘 一 丁 目 二 三 の 七 九 坂 岡 正 彦 三 沢 市 鹿 中 二 丁 目 五 八 の 二 〇 七 宮 古 智 治 三 沢 市 織 笠 二 丁 目 二 五 七 九 の 一 沼 山 邦 将	期 間 令 和 七 年 九 月 十 九 日 从 同 年 十 月 三 日 まで	三 沢 市 漁 業 協 同 組 合

公 告

男性警察官用冬制帽外の売買契約に係る指名競争入札

次のとおり指名競争入札により契約を締結するので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項の規定により公示する。

令和七年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 指名競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の売買とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
男性警察官用冬制帽外 総数三千百七十七点
- 二 納入期限  
令和八年三月二十七日
- 三 納入場所等  
入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、衣料品の販売についてAの等級に格付された者であること。

3 指名競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時点までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 指名されるために必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、申請書に係書類を添えて、令和七年十月二十四日までに、青森県警察本部施設整備課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部施設整備課装備車両係  
電話 〇一七―七二三―四二一一

六 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部施設整備課装備車両係

2 入札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部三階会議室D

令和七年十一月十日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合にはおいては、その全部又は一部の納付を免除する。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 詳細は、入札説明書による。

5 本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Police officer's

Winter hat and others,

total of 3, 177 items

2 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ

3 Due date:

27 March, 2026

4 Time limit for tender:

10 November, 2025

5 Contact Point for the notice:

Supply Section

Facility Equipment Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	氏代表者	氏会計責任者	主たる事務所の所在地	年月日出
八戸のりゆき後援会 (八戸一人)	八戸一人	八戸紀子	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一四の一	令和七・八・四

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和七年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
自由民主党青森県 電気通信支部 (紺野謙)	代表者	紺野謙	吉田直樹	令和七・八・一
自由民主党青森県 土地改良事業団体 支部 (丸井裕)	主たる事務所の所在地	青森市新田二丁目二四の四	青森市大字野木字山口八六の一	七・八・二八
会計責任者	代表者	泉谷岳康	櫻田清治	

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
青森県農村整備推進連盟 (丸井裕)	主たる事務所の所在地	青森市新田二丁目二四の四	青森市大字野木字山口八六の一	令和七・八・二八
会計責任者	代表者	泉谷岳康	櫻田清治	

青森県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
野呂やすひろ後援会	布施勝大	令和六・三・三

### 公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年九月十九日

青森県病院事業管理者 大山力

青森県病院事業管理規程第十号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、職員の仕事と生活の調和の推進を図るため必要があると認める場合には、職員の勤務時間の割振りについて、別に定めることができる。

附則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年九月十九日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第十一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四運営部長の項の第一号二中「割振り」の下に「（青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号。以下「就業規程」という。）第三条第三項の規定によるもの（経営企画室長及び課長に係るものを除く。）を除く。）を加え、「青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）」を「就業規程」に改め、同表つくしが丘病院運営室長の項の第一号二中「割振り」の下に「（就業規程第三条第三項の規定によるもの（課長に係るものを除く。）を除く。）を加え、同表庶務担当課長の項の第四号中「経営企画室長」の下に「つくしが丘病院運営室長」を、「」の下に「勤務時間の割振り（就業規程第三条第三項の規定によるものに限る。）並びに」を加え、同表中央病院看護部長

の項の第一号中「看護部長を除く」を「看護部長を除く。」に改め、「割振り」の下に「（看護部次長の専決に係るものを除く。）」を加え、同項の第二号中「（看護部次長の専決に係るものを除く。）」に改め、同表看護部次長の項の第一号口中「年次休暇」を「勤務時間の割振り（就業規程第三条第三項の規定によるものに限る。）並びに年次休暇」に改める。

附則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭